主 対 原判決を破棄する。 被告人は無罪。

理由

弁護人竹野竹三郎の控訴趣意第二点について。

原判決が、建物の一部の仮処分において、いわゆる現状の変更ありというのは本件のように住居でない場合においては単に形体だけでなく使用状況を含めて観察判定すべきであり、店舗の使用状況を全く変更する手段としたような場合にはたとえ形体的には些少の変更であつても現状の変更ありと解すべきものとし、本件三畳の板敷部分に畳を敷いたこと及び店舗屋根上に公益社なる看板の掲出をもつて仮処分にいわゆる「現状の変更あり」と判定したことは所論のとおりである。

これを本件にみるに(一)冒頭屋根上の看板の点は仮処分の対象たる室の範囲外なること明白であるから仮処分執行の効力の及ぶべきいわれはないし、また(二)畳上敷等三枚は勝訴判決に基ずき室自体の明渡執行をする場合でもこれが撤去とおれて容易であり、少くともこれあるのゆえをもつて執行の困難をきたすとしたることはいやしくも室の使用を許容する以上、社会通念上当然許容されていることはいやしくも室の使用を許容する以上、社会通念上当然許容の理にあることはいやしくも室の使用を許容する以上、社会通念上当然許容の理にあることはいやしくも室の使用を許容する以上、社会通念上当然許容の理にあることはいるのであるとであるとであるとではない。

しかるに原判決が以上看板の掲出及び畳等を敷いたことをもつて仮処分にいわゆる現状の変更をしたものと認定したのは判決に影響すべき事情の誤認ありというの

外なく論旨はその理由がおる。 よつて爾余の控訴趣意に対する判断を省略し刑事訴訟法第三九七条第三八二条第四〇〇条但書により原判決を破棄しさらに判決をする。本件公訴事実たる被告人の所為は何ら仮処分の標示を無効ならしめたものというを得ず従つて罪とならないから刑事訴訟法第四〇四条第三三六条に則り無罪を言渡すべきである (裁判長判事 梶田幸治 判事 井関照夫 判事 竹中義郎)